

M/V サイガ号事件本案判決について

(セイント・ビンセントおよびグレナディーン諸島 v. ギニア 1999年7月1日)

田 中 嘉 文

I. 予備的考察

セイント・ビンセントおよびグレナディーン諸島（以下、セイント・ビンセントと略す）の船籍をもつとされるタンカーM/Vサイガ号がギニアによって拿捕されたのは、1997年10月28日のことである。このサイガ号の拿捕をめぐるセイント・ビンセントとギニアの間に紛争が生じ、国際海洋法裁判所において即時釈放判決（1997年12月4日）⁽¹⁾、暫定措置命令（1998年3月11日）⁽²⁾、本案判決（1999年7月1日）⁽³⁾ が下された。本稿は、サイガ号をめぐる一連の判決・命令の中から特に本案判決を取り上げて検討したい。これは、国際海洋法裁判所による最初の本判決である。以下本稿では、まず事件の背景と当事国の主張を概観した後（I）、判決を大きく3つの部分に分けて考察する（II-IV）。その後、本判決において特に重要と思われる論点を検討し（V）、結論を述べることにする（VI）⁽⁴⁾。

1. 事件の背景

M/Vサイガ号は、セイント・ビンセントに仮登録されていたとされるオイルタンカーである。同船の所有はキプロス所在の会社 Tabona Shipping Company Ltd, 運行者はスコットランド所在の会社 Seascot Shipmanagement Ltd, 積み荷の所有者はジュネーブ所在の会社 Addax BVであった。乗組員は船長以下全員がウクライナ国籍であり、更に3人のセネガル人を含んでいた。

事件当時サイガ号は、ジュネーブ所在の会社 Lemanian Shipping Group Ltd. にチャーターされ、西アフリカ沖で操業中の漁船および他の船舶に燃料を供給していた。1997年10月27日4時から14時までの間、サイガ号はギニア領アルカ

トラズ島から22カイリの地点において2隻のセネガル漁船と1隻のギリシャ漁船に給油した。その後サイガ号は航路を変え、ギニアのEEZの南端を越え別の地点に向かった。翌10月28日午前4時20分からサイガ号は、ギニアのEEZの南側の限界より更に南の地点において、次の漁船を待つため漂泊中であった。しかし同日午前9時、サイガ号は軽油の密輸入に従事したという理由によりギニアの巡視船の攻撃を受け、拿捕の上、船舶および乗組員はギニアの首都コナクリーに連行・拘留されたのである⁵⁾。積み荷はギニアに陸揚げされた。

サイガ号の拿捕をめぐるセイント・ビンセントとギニアとの紛争に関しまず問題となったのは、サイガ号およびその乗組員の即時釈放である⁶⁾。1997年11月13日、セイント・ビンセントは国連海洋法条約第292条にもとづき、国際海洋法裁判所（以下、裁判所）にサイガ号とその乗組員の即時釈放を請求した。これを受けて裁判所は、1997年12月4日、ギニアに対しセイント・ビンセントによる合理的な保証金の支払い又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後、サイガ号とその乗組員の即時釈放を命じた。

続いてセイント・ビンセントは、1998年1月13日、国連海洋法条約第290条5項に基づき、裁判所に対しサイガ号およびその乗組員の釈放等を求める暫定措置を要請した。他方、同年2月20日、ギニアは同日付けのセイント・ビンセントとの交換公文（「1998年合意」）を裁判所に通知し、これによって両国は本件の付託を既に1997年12月22日に開始されていた仲裁手続きから本裁判所に変更することにした⁷⁾。1998年2月20日、本裁判所はこれを了承した。

ところで裁判所の暫定措置命令に先立つ1998年3月4日、ギニアはサイガ号およびその乗組員を釈放した⁸⁾。しかし裁判所は、1998年3月11日、暫定措置の目的は失われたとしながらも、全員一致により次のような暫定措置を命じた。すなわち、「ギニアは、1997年10月28日の船舶の拿捕および拘留ならびに船長の訴追・有罪判決に至った事件に関し、M/Vサイガ号、その船長および他の乗組員、所有者ないし傭船者に対し、いかなる司法的ないし行政的措置をとることを慎むべきことを命ずる。⁹⁾」この暫定措置命令に続いて裁判所は、サイガ号拿捕事件に関する本案判決に入ることになる。

2. 当事国の主張

まず原告であるセイント・ビンセントは、裁判所に対し次のように判示することを求めた⁹⁹。(1) ギニアの行為は、国連海洋法条約第56条2項、58条等に規定されているセイント・ビンセントとその旗を掲げる船舶の航行の自由およびそれに関する他の合法的な海洋の使用に関する権利を侵害したこと；(2) 国連海洋法条約第33条1項(a)に規定された例外を除く他、ギニアの関税および密輸禁止法はギニアの排他的経済水域には適用できないこと；(3) ギニアは国連海洋法条約第111条に規定する継続追跡権を適法に行使しておらず、同条8項に基づきサイガ号に賠償を与える責任を負うこと；(4) ギニアは、1997年12月10日付け400,000米ドルの保証金の提供および同12月11日のクレディスイスの確認後もサイガ号及びその乗組員を速やかに釈放しなかったことにより、国連海洋法条約第292条4項および296条に違反していること；(5) ギニアは、同国の刑事裁判所およびその手続きにおいてセイント・ビンセントをサイガ号の旗国として召喚することにより、同国の国連海洋法条約上の権利を侵害していること；(6) ギニアは即座に陸揚げされた軽油に相当する米ドル額を返還すること；(7) ギニアは上記の結果生じた損害に利子を含めて賠償する責任を負うこと；(8) ギニアは訴訟費用およびセイント・ビンセントが被った費用を支払うべきこと。

他方、被告であるギニアは裁判所に対し、セイント・ビンセントの主張を受理不可能として却下するか、さもなくば、上述の原告の主張を逐一否定する判決を求めた⁹⁹。以下では裁判所の推論を、管轄権および受理可能性(Ⅱ)、ギニアの行為の合法性(Ⅲ)、賠償(Ⅳ)の3つに分けた上で考察を進める。

Ⅱ. 管轄権及び受理可能性

1. 管轄権

本件に関し裁判所が管轄権を有することについては、当事国間に異論はない。しかし、裁判所は管轄権の存在を自ら確認しておかなくてはならないとする。先に述べたとおり、紛争は本来、国連海洋法条約付属議定書Ⅶに従って仲裁裁

判に付託されたものである。しかし、1998年合意に基づき、当事国は本件を国際海洋法裁判所に移すことにした。本裁判所は既に1998年2月20日の命令において、1998年合意と国連海洋法条約第287条に鑑みて、両当事国は紛争を国際海洋法裁判所に付託することに合意したとみなすと述べている。従って裁判所は、本件の管轄権は、1998年合意と国連海洋法条約第286、287、288条に基礎づけられると判示する⁹²。

なお1998年合意第2段落には、ギニアが国連海洋法条約第297条3項に基づき裁判所の管轄権に対し抗弁を申し立てたと考えられる余地がある。しかし裁判所は、既に1998年3月11日の命令において、原告によって申し立てられた第297条1項は、一見したところ (*prima facie*) 裁判所管轄権の基礎として十分であると述べている。ギニアの抗弁は暫定措置に関する審理段階で提起されたものであるが、本件においてギニアは上記の抗弁を繰り返していないばかりか、1998年合意が本件に関する裁判所管轄権の基礎を提供すると陳述している。以上のことから裁判所は、全員一致で、1998年合意の中で触れられている「管轄権に関する抗弁」は本件に影響を及ぼさず、本裁判所は管轄権を有すると判示した⁹³。

2. 受理可能性

A. 受理可能性に関する抗弁申し立ての可能性

次に裁判所は、ギニアによって申し立てられた受理可能性に関する抗弁の検討に移る。ここでまず問題となるのは、受理可能性に関し抗弁を申し立てること自体の可否である。セント・ビンセントは、1998年合意第2項に言及しつつ、ギニアが抗弁を提起しうるのは管轄権についてのみであって、受理可能性に関する抗弁は排除されていると主張する。更に、裁判所規則第97条によれば、受理可能性に関する抗弁は訴訟の開始から90日以内に提起されなければならない。しかし原告によれば、ギニアの抗弁が提起されたのはすでに90日が経過してからであり、従ってギニアは受理可能性に関する抗弁を提起する権利を喪失しているという⁹⁴。これに対しギニアは、1998年合意第2項によって受理可能性に関する抗弁の申し立ての権利を断念したわけではないし、裁判所規則第97

条は受理可能性に関する抗弁に適用されないと述べる。ギニアによれば、いずれにせよ、訴訟手続きが実際に開始されたのは1998年6月19日にセント・ビンセントが申述書を提出した時点であって、裁判所規則第97条に規定する時間制限内に提起されているとする⁹⁵。

この問題について裁判所は、次の理由から原告の主張を退けている。まず第1に、1998年合意の目的は本来仲裁裁判に付託された主題を裁判所に移すことである。仲裁裁判において当事国は抗弁申し立ての一般的権利を有している以上、本件においても両国は同じ一般的権利を有し、それらは1998年合意と裁判所規則の制限にのみ服する。裁判所の見解によれば、1998年合意においてギニアは管轄権に関する特定の抗弁について権利を留保しているが、これは受理可能性に関する抗弁を提起する権利を奪うものではない。第2に裁判所規則第97条1項は付随手続きで扱われるべき先決的抗弁に関する規定であって、同条における時間制限は本案判決については適用されない。事実、当事国は、本件を本案の全ての側面および管轄権に対する抗弁を同時に扱う単一の訴訟であるとする点で合意している。以上のことから裁判所は、全員一致でギニアは受理可能性に関する抗弁を提起できるとし⁹⁶、次にギニアの抗弁の検討に入る。

B. サイガ号の登録に関するギニアの抗弁

ギニアによる第1の抗弁は、サイガ号の登録に関するものである。これは、本件で最も争われた問題であり、以下詳しく検討する。ギニアによる抗弁は、拿捕当時サイガ号はセント・ビンセントに合法的に登録されておらず、従ってセント・ビンセントは、サイガ号を巡るいずれの主体についても、それに代わって法的に訴えを提起する権限を有していないというものである⁹⁷。ギニアは、サイガ号の仮登録期間が終了した1997年9月12日から本登録証が発行される1997年11月28日までの間、同船舶は未登録の状態であって、拿捕当時サイガ号は船籍をもっていなかったと主張する⁹⁸。これに対しセント・ビンセントは、仮登録証の終了は、当該船舶がセント・ビンセント船籍の喪失を意味するものではないと反論した。原告によれば、一度ある船舶がセント・ビンセントに登録されれば、登録から削除されるまで当該登録は有効であるし、同国の商船舶法第36節(2)によれば、仮登録証発行後1年間は当該証書は有

効であるという⁹⁹。この議論に対してギニアは、商船船舶法は仮登録証の自動的延長を規定していないし、サイガ号の登録は新しい仮登録証が発行されるか終了期間が延長されることによってのみ継続すると主張した¹⁰⁰。

この争点に関し裁判所は次のように判示した。国連海洋法条約第91条は、各国に船舶の国籍を付与する排他的管轄権を与えている。裁判所の見解によれば、この規定は十分に確立された一般国際法上の規則である。従って本件の場合、船舶に国籍を付与する条件を決定するのはセイント・ビンセントということになる¹⁰¹。裁判所によれば、セイント・ビンセントは紛争発生当時、サイガ号が自国の旗を掲げる資格を有する船舶であるとする証拠を示したし、そうした証拠は同国の行動によって補強されている。原告が国連海洋法条約第292条に基づく即時釈放の訴えおよび第290条に基づく暫定措置の請求の際、裁判所の管轄権を援用できたのは正しく旗国としての資格においてであった¹⁰²。他方ギニアに関する限り、裁判所は同国が1998年10月に答弁書を提出するまで、船籍の登録について全く異議を唱えていなかったという点に留意せざるをえない。それ以前にギニアはサイガ号の登録について調査することができたし、この点に関する疑問を提起する機会は、1997年11月の即時釈放の時や1998年2月の暫定措置命令の時にあったのである。また、サイガ号の船長がコナクリーの第一審裁判所に起訴された召喚状においてギニア当局は、セイント・ビンセントは民事責任を負うと名指しているし、上訴審の判決ではセイント・ビンセントをサイガ号の旗国であると述べている¹⁰³。更に裁判所は、1997年12月4日の判決および1998年3月11日の命令において、サイガ号がセイント・ビンセントの旗を掲げた船舶であるとされていることも想起する。

かくして裁判所は、次の四つの理由からギニアの抗弁を却下した（18対2）。すなわち、(a) 仮登録証が終了し本登録証が発行されるまでの間、サイガ号のセイント・ビンセント船籍が消失していたとは認められない；(b) 本件の特別の状況の下では、原告の行動はサイガ号が自国の船籍を有していると結論するのに十分である；(c) ギニアはサイガ号の船籍に関する抗弁を主張してこなかった；(d) 本件の特別な状況の下では、裁判所が本案を却下するのは正義に合致しない¹⁰⁴。

このような裁判所の見解は、しかし、裁判官の間で多くの議論を引き起こした。大きな争点となっているのは、(a) に判示されたように果たしてサイガ号

が有効にセント・ビンセント船籍を保持していたと認められるかという問題である。サイガ号のセント・ビンセントに対する仮登録期間が拿捕以前、1997年9月12日に終了していたことは争われない事実である。にもかかわらず、サイガ号は何らかの理由でセント・ビンセント船籍を保持していたと主張できるのであろうか。ここで問題となるのは、まず、セント・ビンセントの商船船舶法36節2項である。同項は次のように規定する。“The provisional certificate of registration issued under subsection (1) shall have the same effect as the ordinary certificate of registration until the expiry of one year from the date of issue.” この条項を仮登録証の有効期間が終了した後も発行から一年間は効力を有すると解釈するセント・ビンセントに対し、ギニアは仮登録証は最大限一年を越えて効力を持たない、つまり一年以上の有効期間をもつ仮登録証は発行することができないと解釈する⁸⁹。ギニアの解釈は、Mensah, Wolfrum, Nelson, Rao, Warioba, Ndiaye の6人の裁判官によって支持されている⁹⁰。例えば Rao 裁判官は次のように述べる。原告自身の説明によれば、仮登録証は6か月の期限で発行され、特定の場合には延長できるという。これは、仮登録証が6か月以上効力を有するためには延長されなくてはならず、そうした延長は特定の場合に与えられることを意味している。従って、6か月の期限で発行される仮登録証が延長なしに、かつ、状況を問わず1年間効力を有すると考えるのは非論理的である、と⁹¹。

仮に原告の解釈が妥当であるとしても、次の問題に直面する。すなわち、商船船舶法第36節3項は、全ての船舶登録申請者は、外国の登録証ないしそれにあたる書類が適正に終了していることを示さなければならないと規定している。また同37節によれば、仮登録証は、発行から60日以内に、船舶の所有者が以前の船籍登録国から当該登録が終了したことを示さない場合には失効する。サイガ号は、実は以前マルタに登録されていた。しかしながら、Warioba, Ndiaye 両裁判官の指摘によれば、裁判所が何度もマルタ船籍の除籍の証明を求めたにもかかわらず、原告はそれを証明する書類を提出することができなかったのである⁹²。

このように、判決73段落(a)には6人の判事が疑問を提起している。しかし、Warioba と Ndiaye を除く4人の裁判官は、最終的にはセント・ビンセントの当事者適格を容認した。そこで考慮されたのは、ギニアがこれまでサイ

ガ号の裁判官船籍に対する疑問を提起してこなかったこと、および、原告の当事者適格を理由に本案を却下することは正義に合致しないという点であった。特に正義の要請は、Mensah 裁判長、Wolfrum, Rao 裁判官によって言及されている。本判決は、Mensah 裁判長が述べるように、より大きな正義を実現するために技術的瑕疵を黙殺したといえるのではなかろうか⁹⁹。

C. 旗国と船舶との真正な関係の欠如に基づくギニアの抗弁

ギニアによって提起された第2の抗弁は、セイント・ビンセントとサイガ号との間に真正な関係が存在しないというものである。ギニアは、この両者の真正な関係がない限り、航行の権利の侵害および船舶の地位に関する原告の主張は受理不可能であると主張する。なぜならギニアは、サイガ号のセイント・ビンセント船籍の容認を義務づけられることはないからである¹⁰⁰。更にギニアは、船舶の所有者ないし傭船者に対する立法および執行管轄権が行使されない限り、国連海洋法条約上、旗国としての義務は満たされ得ないと主張する。ギニアによれば、そのような管轄権が存在しない限り、船舶とセイント・ビンセントとの間に真正な関係は存在していないのであり、従って当該船舶に関する原告の主張を認める義務を負わないというのである¹⁰¹。これに対しセイント・ビンセントは、国連海洋法条約上、船舶と国家との間の真正な関係の存在が当該船舶に対し船籍を付与する前提条件であるとする主張、あるいはそのような真正な関係の欠如が旗国からその船舶に対し不法な措置をとった国に対し国際的主張を行う権利を奪うとする議論は支持しえないと反論した。更にセイント・ビンセントは、自国の国家実行を援用しつつ、自国とサイガ号との間には真正な関係が存在していると主張した¹⁰²。

国連海洋法条約第91条1項は、「国家と船舶との間に真正な関係が存在していなければならない」と規定する。裁判所によれば、この規定に関し問題となるのは次の2点である。まず第1に、上記の真正な関係の欠如は、他国が当該船舶の国籍の承認を拒否することになるのか。第2に事件当時、サイガ号とセイント・ビンセントとの間に真正な関係が存在していたのかという問題である¹⁰³。まず第1の問題に関し裁判所の見解によれば、国連海洋法条約第91条1項、第92条および94条から何らかの答えを導き出すことはできない。しかしこ

ここで留意されるのは、1956年に採択されたジュネーブ条約草案第29条について国際法委員会が真正な関係の存在を他国が船舶の国籍を容認する規準とする提案を行ったにもかかわらず、1958年ジュネーブ公海条約第5条にはこの提案は取り入れられなかったという事実である。国連海洋法条約もまた、1958年条約のアプローチを引き継いでいる。国連海洋法条約第94条は、そのような真正な関係の欠如を理由として、船舶が旗国の旗を掲げる権利を否定することを容認してはいない。真正な関係に言及する第94条の目的は、旗国によるより効果的な義務履行の確保であって、ある旗国への船舶の登録の妥当性に対し他国が異議を唱える規準を設定するものではない⁹⁰。

裁判所によれば、以上の結論はギニアが援用する1986年2月7日の国連船舶登録条約（未発効）によっても疑問の余地はない。いずれにせよギニアは、船舶の所有者ないし傭船者が旗国の管轄権下にあることが船舶登録の基本条件であるとする自国の主張を裏付けることができるような同条約の条文を引用してはいないのである。こうして裁判所はギニアの主張を却下した⁹¹。第2の問題に関しては、いずれにせよ裁判所は、ギニアの提出した証拠は、サイガ号とセント・ビンセントとの間に真正な関係の欠如の主張を正当化するには不十分であるとしている⁹²。かくして裁判所は、サイガ号と旗国との真正な関係の欠如を理由とするギニアの抗弁を却下した（18対2）⁹³。

D. 国内的救済完了の原則に基づくギニアの抗弁

ギニアによる第3の抗弁は、サイガ号に対するギニアの攻撃によって損害を被ったとされる原告側の自然人および法人はギニアにおいて国内的救済を尽くしていないため、原告の主張は受理不可能だとするものである。ギニアによれば、特にサイガ号の船長は最高裁に上告していないし、サイガ号およびその積み荷の所有者もギニアにおいて訴えを提起できたにもかかわらず、いずれもそのような手続きをとっていない⁹⁴。他方セント・ビンセントは、ギニアが侵害したのは旗国たるセント・ビンセントの権利であるため、国内的救済完了の原則は適用されないと反論した。またセント・ビンセントによれば、国内的救済完了の原則は、訴えを主張する主体と当該訴えの対象となる国家との間に管轄権の関連性が存在する場合にのみ適用されるが、本件の場合、サイガ

号の拿捕はギニアの領域管轄権の外側においてなされ、武力でギニアの管轄権下に連行されたため、そのような関連性は存在していない。更に原告によれば、尽くされるべき有効な国内的救済も存在していなかったという⁹³。

上の問題に関し、国連海洋法条約第295条によれば、国内的救済が尽くされるべきか否かは国際法によって決められることになる⁹⁴。裁判所の見解によれば、ギニアによって侵害されたと主張される権利は、全て国連海洋法条約第33, 56, 58, 111, 292条ないし国際法によってセイント・ビンセントに属すると考えられる。第一読会をへて国際法委員会によって採択された国家責任条約草案第22条によれば、国内的救済完了の原則は、国家の行為が、外国人に対し付与される取り扱いに関する国際義務によって要求される結果に合致しない場合に適用される⁹⁵。しかし、侵害されたとされるセイント・ビンセントの権利は全て、同国の権利の直接的侵害であって、いずれも外国人の取り扱いに関する義務違反とはみなせないものである。従って、原告の主張は国内的救済完了の原則に服するものではない⁹⁶。また、国内的救済完了の原則の適用に際しては、損害を被った主体と違法行為に対し責任を負う国家との間に管轄権の関連性がなければならない。本件の場合、サイガ号をめぐる自然人ないし法人との間に管轄権の関連性があるか否かという問題は、ギニアの関税に関する法の関税域への適用が国連海洋法条約の下で許容されるかどうかにかかっている。この問題は後に検討されるが、そこで裁判所は問題となる関連性は存在しないと結論するであろう。このことから国内的救済完了の原則は本件において適用されないことになる。以上のことから裁判所は国内的救済完了の原則に基づくギニアの抗弁を却下した（18対2）⁹⁷。

このような裁判所の見解に対し裁判官の間で異論がないわけではない。問題は本件の対象が原告の国家としての権利の侵害なのか私人の権利侵害をも含むのかという点にある。この点に関し **Wolfrum** 裁判官は、シシリー電子工業会社事件で判示されたとおり、国内的救済完了の原則から免除されるためには、問題となる違法行為に関する紛争が個人とは区別されかつ独立したものでなければならないと主張する。しかし同裁判官によれば、裁判所自身による賠償がセイント・ビンセントではなく、主としてサイガ号の乗組員、船長、同船の所有者および傭船者に向けられていることからわかるように、個人に関する問題を含んでいる。そして賠償を受ける権利は、その侵害が国際責任を生じさせ

るような国際的に保護された権利の存在を前提としているのである。また、国連海洋法条約第111条8項および第110条3項は、航行の自由は自然人ないし法人の権利をも含んでいることを示唆している。こうして **Wolfrum** 裁判官は、航行の自由の権利侵害から生じる紛争を専ら国家間紛争とみなす多数意見に疑問を呈している⁴⁶。

後にみるように、本件において金銭賠償がなされる対象はサイガ号に関係する法人および私人である。実際、裁判所は、具体的な個人名まで指定して賠償額を決定している。これに対しセント・ビンセントの旗国としての権利侵害に関しては、裁判所は、ギニアの行為を違法とする宣言で十分であるとしている。従ってギニアによって「直接」侵害されたのが、サイガ号に関係する法人および私人の権利ではなく、専ら旗国たるセント・ビンセントの権利であるといえるのかどうか、議論の余地はあるであろう⁴⁷。いずれにせよ、後に裁判所が判示するとおり、ギニアの関税法はサイガ号に対し適用できないことから、本件においては国内的救済の完了は必要ではないと考えられる。

E. 乗組員の国籍に基づくギニアの抗弁

受理可能性に関するギニアの最後の抗弁は、セント・ビンセントのいくつかの主張は、同国の国籍を持たない自然人ないし法人の権利侵害にかかわるものであるため、裁判所に訴えを提起できないとするものである。ギニアによれば、船舶、船長および他の乗組員、積み荷の所有者が被った損害に関する原告の主張は、明らかに外交的保護にあたる。従ってセント・ビンセントは、自国の国籍をもたないこれらの自然人、法人にかわって訴えを提起する管轄権をもたないというのである⁴⁸。これに対しセント・ビンセントは、国家はその国籍を有する者に対してのみ保護を主張しようという国際法規則は、その旗を掲げる船舶における人および物には適用されないと反論した。セント・ビンセントによれば、旗国は船舶および同船内ないしそれに関連するの全ての人に対する侵害について訴えを提起する権利をもつのである⁴⁹。

この問題について裁判所は、まず、国連海洋法条約第94条および第217条は、旗国の国民とその国籍を持たない者とを区別していなことを指摘する。同条約第106条、110条3項、111条8項、292条も同様である。これらの規定は、国連

海洋法条約が船舶を一つの単位 (unit) と考えていることを示している。従って、船舶、その中にある全ての物およびその操業に関連する全ての人は旗国に結び付けられているものとして扱われる。ここでは、そうした人の国籍は無関係である⁹⁸。更に裁判所は、船舶の乗組員の多国籍化と同一船舶内における積み荷の利益の多様性に留意しつつ、もし損害を被った人がその国籍国の保護を求めなければならないとしたら、不当な困難が生じるであろうと指摘する。以上のことから裁判所は、国籍を理由とするギニアの抗弁を却下した (18対2)⁹⁹。

以上のように裁判所は、受理可能性に関するギニアの抗弁を全て退け、次にギニアの行為の合法性に関する実体部分の検討に入る。

Ⅲ. ギニアの行為の合法性

1. 合法性が否定された行為

A. サイガ号の拿捕

まず第1に問題となるのは、ギニアによるサイガ号の拿捕の合法性である。セイント・ビンセントは、サイガ号はギニアのいかなる規則にも違反しておらず、また、サイガ号への適用が問題となっているギニア法は国連海洋法条約と両立しないことを理由に、当該拿捕は違法であると主張した¹⁰⁰。

ギニアによるサイガ号拿捕の理由は、主としてサイガ号によるギニアの密輸禁止法L/94/007違反である。ギニアによれば、L/94/007法第1条は許可なく軽油を「ギニア」に輸入することを禁止しているが、サイガ号はギニアの関税域内で漁船に給油することによってこれに違反したというのである。ギニアの関税法 (Customs Code) 第34条2項によれば、ギニアの関税域 (customs radius) は陸と海を含み、海上では沿岸から250kmの海域であると規定されている。L/94/007法第1条には関税域への言及はない。しかしギニアは、関税法第34条に基づき、L/94/007法第1条は関税域において行われた行為に適用可能であるとする。事実、同法第1条にいう「ギニア」は関税域を含むというのがギニアの一貫した慣行でありかつギニアの国内裁判所の見解である。ギニアによれば、こうした事実は、国際海洋法裁判所はギニアの国内法がギニア当局ないしギニアの裁判所によって適切に適用されてきたか否かを検討する管轄権を有してい

ないため、本件では問題とされえないとされる⁵⁹。

他方セント・ビンセントは、関税域はギニアの関税法第1条に規定される「関税領域 (customs territory)」の一部ではなく監視のための特別な空間であって、ギニアの関税に関する諸法 (customs laws) は関税域には適用されないと述べる。サイガ号はギニアの領海には全く侵入しておらず、軽油をギニアの関税領域に持ち込んではいない。このことからセント・ビンセントは、サイガ号はギニアの排他的経済水域内で漁船に給油することによっていかなるギニア法にも違反していないと主張した。更に原告は、ギニアの関税に関する法の排他的経済水域への拡大適用は国連海洋法条約に反するとする。国連海洋法条約第56条は、ギニアに対し、関税に関する法ないし規則の適用を排他的経済水域にまで拡大する権利を付与していない。従って原告によれば、排他的経済水域内でとられたサイガ号に対する措置は違法であるということになる⁶⁰。

上記の問題に関し本裁判所は、まず、上部シレジア事件に関する常設国際司法裁判所判決を援用しつつ、ギニア法の適用に際し、ギニアが国連海洋法条約および一般国際法に従って行動したか否かを検討することは妨げられないと述べる。更に、国連海洋法条約第58条3項に基づき裁判所は、沿岸国および非沿岸国の権利義務は、国連海洋法条約のみならず沿岸国の国内法からも生じるのであり、同裁判所は沿岸国国内法の国連海洋法条約との両立可能性を決定する管轄権を有すると判示した⁶¹。

裁判所によれば、サイガ号に対する措置の法的根拠に関し、ギニアは自国の慣行以外に自らの主張を裏付ける証拠を提示していない。仮にギニアの主張するとおり、同国の国内法がサイガ号に適用されるとしても、そうした国内法が国連海洋法条約と両立するか否かという問題は残るのである⁶²。問題となるのは、ギニアの関税域内の排他的経済水域における同国の関税に関する諸法の適用が、国連海洋法条約上、正当化されうるのかどうかである。裁判所の見解では、国連海洋法条約は沿岸国に対し、人工島ないし人口構築物を除く排他的経済水域において、そうした関税に関する諸法を適用する管轄権を付与していない⁶³。

更にギニアは、関税域内における給油の禁止の法的基礎は、国連海洋法条約第58条に見出されると主張している。同条3項にいう「他の国際法の規則」によって、関税域におけるギニア関税および密輸に関する法の適用は正当化され

るというのである。ここでギニアは、大きく二つの観念に依拠している。一つは「公益 (public interest)」の観念であり、これは排他的経済水域における管轄権の範囲を拡大するために援用される。他の一つは「緊急状態 (state of necessity)」の観念であり、これは国連海洋法条約上、違法かもしれないが、自国の措置を正当化するために用いられる⁵⁹。

まず、「公益」の観念について裁判所は、この観念に訴えるならば排他的経済水域において沿岸国は、自国の経済的「公益」に影響を与えるか「財政上の損失」を引き起こすとみなされるどのような活動も禁止することが可能となると述べる。しかしこれは、排他的経済水域における他国の権利を縮小することになるであろう。裁判所の見解によれば、これは国連海洋法条約第56および58条と両立しない⁶⁰。

次に「緊急状態」に関し国際司法裁判所は、1997年、ガプチコーボ・ナギマロス事件において、この観念に基づく正当化を可能にする二つの条件に言及している。その条件とは、国家責任条約草案第33条1項に規定されるとおり、(a) 国家の不可欠な利益の保護と (b) 他国の不可欠な利益を侵害しないことの二つである。しかしギニアは、自国の不可欠な利益が重大な侵害を被ることを立証していない。仮に漁船に対する軽油の販売から得られる利益を最大にすることがギニアの不可欠な利益であるとしても、それは関税に関する法を排他的経済水域に拡大することによってしか保護され得ない利益であることを意味しない。以上の理由から裁判所は、排他的経済水域を含む関税域への関税に関するギニア法の適用は国連海洋法条約に違反し、ギニアによるサイガ号およびその乗組員の拿捕もまた同条約に違反すると判示した (18対2)⁶¹。

このように裁判所は、ギニアの関税に関する法の排他的経済水域への適用を否定し、排他的経済水域における沿岸国の管轄権の拡大に対し厳格な態度を示している。国連海洋法条約は、排他的経済水域において沿岸国が行使しうる主権的権利の全てを明確に規定しているわけではない。第59条が規定しているように、沿岸国に属するか非沿岸国に属するか不明確な事項も存在する⁶²。更に、排他的経済水域に対する沿岸国管轄権の拡大も懸念されている⁶³。ここで裁判所が「公益」に基づく議論を却下し、更に「緊急状態」に基づく議論を厳格に解釈したことは、排他的経済水域における沿岸国の管轄権の拡大を防止する上で重要な意味をもつと思われる。

B. 継続追跡

次に問題となるのは、ギニアが国連海洋法条約第111条に規定される継続追跡権を適法に行使したか否かである。セント・ビンセントはこれを否定している。原告によれば、そもそもサイガ号はギニア法に違反しておらず、従って、ギニア当局はサイガ号が自国の法令に違反したと信ずるに足りる「十分な理由」が存在していない。仮にサイガ号がギニア法に違反していたとしても、ギニアは第111条に規定する他の条件を満たしていない。なぜなら追跡が開始されたときサイガ号はギニアの接続水域の全く外側にあり、また、追跡はいったん中断されているからである。更に原告によれば、第111条で要求されている視覚的・聴覚的停船信号も発せられていない⁶¹。これに対しギニアは、追跡はサイガ号の関税および密輸法違反が伝えられてからすぐに開始され、1997年10月28日早朝に同船は自国の排他的経済水域にいたと反論した。またギニアによれば、10月28日午前4時、サイガ号に対して停船命令を出したが無視されたという。更にギニアは、確かに拿捕はギニアの排他的経済水域の外側で行われたが、これは旗国ないし他国の領海の外側であり第111条に反しないと主張する⁶²。

この争点に関し裁判所は、国連海洋法条約第111条に規定される要件は累積的なもので、合法的に継続追跡権が行使されるためには全ての要件が満たされなくてはならないが、本件の場合、幾つかの要件が満たされていないと指摘する。第1に1997年10月27日に開始されたとされる追跡に関し裁判所に提出された証拠によれば、ギニアの関税当局と海軍の共同任務命令が出された時点では、ギニア当局はサイガ号が自国の排他的経済水域において違法行為を行ったという嫌疑しきもちえなかった。そうした状況下では視覚的・聴覚的停船信号がサイガ号に出されたはずはない。また、巡視船 P35はサイガ号が航路を変えた時点でいったん呼び戻されており、継続追跡は明らかに中断されている。第2に1997年10月28日に開始されたという追跡についても、追跡開始前に必要な停船信号が発せられたという形跡はない。更に先に判示したとおり、サイガ号はどのギニア法にも違反していない。従って、本件においてギニアが継続追跡権を行使する法的根拠は存在しなかったことになる。以上の理由から裁判所は、ギニアによるサイガ号拿捕は国連海洋法条約に基づく継続追跡権の行使によって正当化されないと結論した（18対2）⁶³。

C. 武力行使

次に原告は、ギニアは、サイガ号を停船、拿捕する際に過度、かつ、不合理な武力を行使したと主張した。非武装の上、軽油を満載し最大速度が10ノットであるサイガ号に対し、ギニアは大口径の自動銃から実弾を発砲したというのである⁶⁹。他方ギニアは、サイガ号が停船命令に従わなかったためやむをえず発砲したのであって、また大口径の銃は用いなかったと反論した。またギニアによれば、船長および乗組員に対し、武力の行使から生じた損害については責任をとっているという⁷⁰。

この問題に関し裁判所は、次のような判断を下している。国連海洋法条約には停船時における武力行使に関する明示的な規定は存在しないが、国際法によれば、武力の行使はできる限り避けねばならず、やむを得ず武力を用いる場合であっても合理的に必要な範囲を越えてはならない。他の国際法の分野と同じく海洋法においても人道上の配慮は、勘案されねばならないのである。武力行使は最後の手段であって、その場合であっても船舶に対し適当な警告が発せられなければならないし、人命が損なわれないようあらゆる努力をしなければならない。こうした基本原則は、アイム・アローン号事件、レッド・クルーセイダー号事件および公海漁業実施協定第22条1項(f)においても確認されている⁷¹。裁判所によれば、サイガ号が軽油をほぼ満載しており喫水線が下がっていたという事実、サイガ号の最大速度が10ノットであることから、ギニアの警備員は難なくサイガ号に乗り込むことができたはずである。いずれにせよ、国際法および国家実行によって要求される信号および警告を発することなく、高速の巡視船から実弾を発砲することは正当化できない。またギニア警備員は、サイガ号上で過度な武力を行使している。サイガ号の乗組員から武力を行使される恐れはなかったにもかかわらずギニア士官は無差別に発砲し、サイガ号に深刻な損害を与えた上、より重大なことに二人の乗組員に重傷を与えたのである。以上の理由から裁判所は、ギニアは過度に武力を行使し人命を危険にさらすことによって、セント・ビンセントの国際法上の権利を侵害したと判示した(18対2)⁷²。

2. 合法性が容認された行為

A. 召喚状

セイント・ビンセントは、コナクリーの一審裁判所に訴追されたサイガ号の船長の刑事手続きに関して発行された召喚状の中で、自国が「民事的に責任を負う」と記載されることによって、ギニアは原告の国際法上認められる権利を侵害したと主張した。しかし、召喚状における記載はギニア法において全く法的意味を持たないとされている。また、召喚状はサイガ号の船長に対する法的手続きの中で取りあげられていないし、サイガ号の乗組員について用いられた証拠はない。これらの点に鑑みて裁判所は、召喚状にセイント・ビンセントを記名することは不適當であるとしても、それ自体では同国の権利を侵害したことにはならないと判示した（18対2）⁸⁹。

B. 即時釈放判決の遵守

原告によれば、ギニアは即時釈放に関する1997年12月4日の判決に基づき、サイガ号を速やかに釈放しなかったことにより、国連海洋法条約第292条4項および296条に違反したという⁹⁰。確かに、ギニアによってサイガ号が釈放されたのは、セイント・ビンセントが合理的な保証金を支払ってから80日後のことであり、これは速やかな釈放とはいえないと裁判所は考える。しかしながら、釈放の遅延には多くの要因がかかわっており、それらの全てがギニアの過失とはいえない。従って本件の状況においては、ギニアは1997年12月4日判決を遵守していないとはいえない。以上の理由から裁判所は、国連海洋法条約第292条4項および296条に違反しているとはいえないと結論した（17対3）⁹¹。

以上概略を示したように裁判所は、サイガ号の拿捕、継続追跡、武力行使に関しては、ギニアの行為を違法とであると判示し、他方、召喚状および即時釈放の遵守については違法とはいえないとする判断を下したのである。これを踏まえて裁判所は、賠償問題の検討に移る。

IV. 賠償問題

1. 賠償

セイント・ビンセントは裁判所に対し、国連海洋法条約第111条8項および国際法に基づき、国連海洋法条約において認められた権利の侵害から生じる損害について、ギニアが責任を負うと判示するように求めている。セイント・ビンセントによれば、船舶、船舶所有者の財政的損失、サイガ号の傭船者、積み荷の所有者、船長、乗組員および他の乗員に対する損害について賠償がなされるべきであるという。更にセイント・ビンセントは、自由の喪失および苦痛をはじめとする個人的傷害に関しても賠償を請求した。同時に、物的損害には8%の利率が付されることを請求している⁹⁹。

国連海洋法条約第111条8項は、船舶は正当でない追跡権の行使によって被った損害に対する賠償を受けると規定しているし、賠償は第304条に規定するとおり一般国際法においても認められている。裁判所によれば、他国の国際違法行為の結果損害を被った国家が当該違法行為を行った国家から賠償を受ける権利を有することは、国際法上、十分に確立された規則である。そこで裁判所は、常設国際司法裁判所におけるホルジョウ工場事件判決、国家責任条約草案42条に述べられている一般的規則に言及した後、次のように判示した。セイント・ビンセントは、権利侵害から直接被った損害およびサイガ号（関連する全ての自然人・法人を含む）が被った損害ないし損失について賠償を求める権利をもつ。それらは、乗組員に対する傷害、不当な拿捕、拘留ないし他の形態の不法な扱い、財産に対する損害ないし財産の押収、利益の損失をはじめとする他の経済的損失を含む。次に裁判所は、経済的損失については利子が支払われるのが公平かつ合理的であると考え、しかし全ての事項に一律の利率が課される必要はない。そこで裁判所は、賠償額については6%、軽油の価値については8%、拘留および傷害、苦痛等の賠償については3%の利率を適用するとした。更に裁判所は、総額2,123,357米ドルが利子と共に支払われるべきであると結論している¹⁰⁰。他方、自国の旗を掲げる船舶に関する権利が侵害されたことに対する賠償に関して裁判所は、ギニアによる違法行為の宣言が十分な賠償とみなされると述べている。なお原告が請求するサイガ号の拿捕から生じる登録料の

損失に関しては、証拠がないとして裁判所はこれを却下した（18対2）⁷⁰。

2. 金銭上の保証

次に問題となったのは、1997年12月4日の判決に従って、サイガ号およびその乗組員の釈放条件として原告が支払った金銭上の保証である。裁判所に対しセント・ビンセントは、金銭上の保証としてギニアに支払われた銀行債務保証が返還されるよう求めた。同即時釈放判決に基づきセント・ビンセントは、ギニアに対しサイガ号から荷揚げされた軽油の額、および400,000米ドルを支払っている。裁判所は、本件は即時釈放判決とは区別されるものであり、後者は本件で争点とならないと強調する。しかし、原告は金銭上の保証を賠償の対象となるべき損失の一つとしているし、本裁判所も軽油の荷揚げから生じる損失については裁定を下している。そこで、銀行債務保証に関しても適当な措置をとる必要があると裁判所は考える。そこで裁判所は、当該銀行債務保証はもはや有効性をもたないとされるべきである点に鑑みて、必要な文書はギニアからセント・ビンセントに返還されるべきであるとした⁷¹。

3. 裁判費用

最後に裁判費用に関し当事国は、1998年合意において、裁判所は訴訟手続きにおいて勝訴した当事国が支出した法費およびその他の利益について判示しなければならないと合意していた。また、訴訟書面および最終的提出において、各当事国はそうした費用を判示するよう裁判所に求めていた。更にギニアは暫定措置に関する訴訟の中で、手続きにかかった費用を判示するように求めている⁷²。この問題に関し、裁判所は次のように述べている。裁判所規程34条に規定されているとおり当該裁判所における訴訟費用は、別の決定がない限り、各当事国が自国の費用を支払うことになっている。本件において裁判所はこの一般規則から逸脱する必要を認めない。従って、暫定措置、本案双方に関し、各当事国が自己の費用を支払うべきである（17対3）⁷³。他方、Camino, Yankov, Aki, Anderson, Vukas, Treves, Eiriksson 裁判官の共同宣言は、本件においては勝訴した側が裁判費用を受け取る旨の合意があったこと、裁判所は賠償につい

て決定していることから、裁判費用についても一般原則ではなく被告は原告に対し裁判費用を支払うよう決定することによって一貫性が保たれると述べている⁷⁹。

V. 若干の考察

以上のように裁判所が扱った論点は多岐にわたっている。ここでは、紙幅の都合上、特に興味深い論点を4つ取り上げ検討を加えることにする。

1. 国際司法裁判所およびその他の裁判・調停の先例との整合性

国際海洋法裁判所の設立に関しては、このように専門化した裁判所の設立により国際法の統一的解釈が阻害されるのではないかとの危惧が表明されていた⁸⁰。しかし、少なくとも本判決の推論の主要部分に関しては、そのような危惧はあたらないように思われる。むしろ——ある意味では当然のことであろうが——リーディングケースとなる国際判例ないし調停に依拠しつつ、議論を組み立てているように思われる。例えば、ギニアの武力行使に関する推論ではアイム・アローン号事件およびレッド・クルーセイダー事件が援用され、こうした先例を踏まえた上で判断が下されている。また、最近の国際司法裁判所判決であるガブチコーボ・ナギマロス事件や国家責任条約草案にも言及し、海洋法以外の分野に関する国際法の発展との整合性を保つべく腐心している跡がうかがわれる⁸¹。しかしながら、国際海洋法裁判所自身が下した即時釈放事件判決との間にむしろ、整合性を疑う余地があるように思われる。

2. 1997年12月4日即時釈放事件判決との整合性

事実およびギニアの行為の評価の両面において、即時釈放に関する1997年12月4日判決との整合性が問題となりうる。まず事実に関し、即時釈放判決では、サイガ号による給油はアルカトラズ島から32カイリにあるギニアの排他的経済水域で行われ、当該活動がギニアの接続水域で発生したとの立証はないと述べられている⁸²。これに対し本件では、サイガ号による給油はアルカトラズ島から22カイリの地点で行われたとされている。そうであれば、当該活動はギ

ニアの接続水域内で発生したことになる。もっともこの点に関しては、ギニア自身が接続水域は本件において関連性をもたないと述べていることから、裁判所の推論に影響を及ぼさないであろう⁸⁹。

次にギニアの行為に関する裁判所の解釈についても相違がみられる。即時釈放判決においては、即時釈放を規定した国連海洋法条約第292条の適用の可否をめぐって、排他的経済水域における給油の規制が第73条にいう沿岸国の主権的権利の範囲内に入るか否かが問題となった。第73条2項は拿捕された船舶およびその乗組員の即時釈放を定めており、ギニアの行為が第73条の枠内に入れば即時釈放の規定が適用されることになる。原告であるセント・ビンセントがギニアの行為を第73条にあたるものと主張したのに対し、被告ギニアはサイガ号の拿捕は関税法に違反する密輸に基づくものであって第73条の問題ではなく、即時釈放の規定は適用されないと反論した。

裁判所はギニアの主張を退け、ギニアの行為を第73条と結び付ける解釈を支持した。その理由として裁判所は、サイガ号拿捕の根拠とされるギニア法94/007/CTRM第4条が漁船に対し、無許可の燃料補給を禁止していること、ギニアの海洋漁業法95/13/CTRMが漁業に関連する活動の中に給油を含めていること⁹⁰、ギニアの依拠する海事法第40条は国連海洋法条約第56条に添った形で規定されており、これは排他的経済水域における沿岸国の管轄権に関連すると考えざるをえないことを挙げている⁹¹。更に裁判所はギニアの行為を関税法に基づくものとすれば同国は初めから国際法違反として行動したことになるのに対し、第73条の枠内の行為と解釈すれば、ギニアは当該拿捕を国連海洋法上認められた行為として遂行したとの推定が可能となる。ここで国際法違反とみなされる分類とそうでない分類のいずれかを選ぶならば、後者をとらざるをえないと説明している⁹²。かくして裁判所は、ギニアによるサイガ号の拿捕は国連海洋法条約第73条の枠内に入りうると結論したのである⁹³。ただし、ここで注意しなければならないのは、即時釈放判決における評価規準は、本案判決と異なり、当該主張が「立論可能か十分にもっともらしい性質をもつもの」であるかどうかでよいとしている点である⁹⁴。従って即時釈放判決において裁判所は、ギニアによるサイガ号の拿捕が第73条に基づく行為であるとはっきり認めたわけではない。

しかしながら以上のような裁判所の見解に対しては、反対意見の中で批判が

集中した。反対意見の多くは、被告はあくまで関税法違反を主張しており、解釈上もサイガ号の拿捕を第73条に結び付けるのは困難であると指摘した⁸⁹。また、「立論可能か十分にもっともらしい性質をもつもの」という規準についても、なぜ本案と異なる緩やかな規準を適用しなければならないのかという強い批判がなされている⁹⁰。即時釈放判決は12対9という僅差で決定されており、裁判所はかなりの数の反対を押し切ってギニアの行為を国連海洋法条約第73条に結び付ける立場をとったものといえよう。

他方、本案判決では、専らギニアの関税法の排他的経済水域への適用が問題とされた。裁判所がこれを違法としたのは先にみたとおりである。即時釈放判決においても、もしギニアの行為が関税法に基づくとするならば国際法違反として行動したことになると述べており、その意味では裁判所の推論は一貫しているといえる。しかし即時釈放判決において裁判所は、関税法違反を主張する被告自身の見解を退け、ギニアの行為は国連海洋法条約第73条の枠内の行為と考えるとしたのではなかったか。ギニアの関税法の排他的経済水域への適用は違法であるとしても、では国連海洋法条約第73条の行為としてはどうなのか。原告自身、即時釈放判決の際には、ギニアの行為を関税法ではなく第73条に基づく行為であると主張していたではないか。確かに即時釈放判決は、本案判決とは区別される独立した判決である⁹¹。しかし、この点を勘案してもなお両者の整合性については疑問の余地があるように思われる。

3. 排他的経済水域における漁船への給油活動の評価

上の論点と関連して問題となるのは、排他的経済水域における漁船への給油活動の評価である。これは、沿岸国の権利と非沿岸国の権利のバランスの問題に関わってくる。排他的経済水域における漁船への給油に関し、国連海洋法条約は明示的な規定を置いていない。セント・ビンセントは当該給油行為を航行の自由ないし航行の自由に関連する他の合法的な海の使用であると主張した。他方ギニアは、給油活動は航行の自由にはあたらないと主張した。更にギニアは、排他的経済水域における給油の全てが同じように評価されるのではなく、給油の対象となっている船舶の当該水域における活動の仕方によって評価が異なると述べている⁹²。

この問題について裁判所は、本件で決定すべきはギニアの行為が国連海洋法条約に合致するかどうかであるとしている。そして、この点について判示した以上、裁判所は排他的経済水域における給油活動に関する沿岸国ないし非沿岸国の権利というより大きな問題は検討する必要がないとした⁸⁹。他方、主文において裁判所は、ギニアは国連海洋法条約におけるセント・ビンセントの権利を侵害したと決定している⁹⁰。セント・ビンセントが裁判所に対する要求の主張の中で言及しているとおり、本件で問題となっている原告の権利は主として航行の自由にかかわるものである。従って、Laing 裁判官の指摘するように、ギニアによるセント・ビンセントの権利侵害を認定することによって、裁判所は間接的に原告の行為を航行の自由の範疇に入ると認めたと解釈しうる余地があると思われる⁹¹。もしそうであるとすれば、海洋法における法の秤は、自由を基盤とする非沿岸国の側に傾くであろう。

しかしながら、ギニアによる関税法の排他的経済水域への適用は違法であるとしても、排他的経済水域における漁船への給油は、原告の主張するように航行の自由ないしそれに関連する活動と位置づけることができるのであろうか⁹²。ここで、即時釈放判決において裁判所自身が提示した見解が想起される。1997年の判決で裁判所は、漁船への給油を漁業活動に結びつけた上で、これを沿岸国の主権的権利の対象とみなす解釈をとっている。その際裁判所は、南太平洋流し網漁業の禁止に関するウェリントン条約を初め、排他的経済水域における漁船への給油を漁業活動に含める規則の存在を指摘している。確かに即時釈放判決において裁判所は、漁船への給油を沿岸国の主権的権利に含める解釈が十分に成り立ちうると述べたに止まり、これが国際法上合法であると明確に判示したわけではない。しかし裁判所は、当該給油活動の取り締まりを関税法違反とするならば国際法違反となるが、これを第73条の枠内のものと考えればそうした国際法違反を避けることができると述べている⁹³。Mensah 裁判長が指摘するとおり、これは事実上、第73条に基づく沿岸国による漁船への給油活動の取り締まりは合法であるとみなしたに等しいとも考えられる⁹⁴。このように即時釈放判決で裁判所自身がとった解釈に従うならば、排他的経済水域における漁船への給油は航行の自由ではなく沿岸国の権利に結び付けられることになり、法の秤は沿岸国の側に傾くことになるであろう。いずれにせよ、本案判決の中で裁判所はこの問題を正面から検討したわけではなく、その評価は将来に委ね

られているといえよう。

4. 船籍に関する真正な関係と他国の承認

最後に、旗国と船籍との間の真正な関係と他国による国籍の承認の問題に関し裁判所は、この両者を切り離す判断を示した。先に述べたとおり裁判所は、公海条約第5条の起草過程を踏まえた上で、船舶と旗国との間に真正な関係がないことを理由とする船籍の否認は認められないとしたのである。この点に関連する国内判決としては、領海外からの無許可放送をめぐるマグダ・マリア号事件がある⁸⁹。これは、1981年8月1日、オランダ海上警察が同国の領海外で無許可放送に従事していたパナマ船籍をもつマグダ・マリア号を臨検し、アムステルダムに連行したのに対し、同船の所有者であるパナマの船舶会社が船舶の釈放と放送機器の返還を求めた事件である。この事件に関しハーグ控訴裁判所は、1986年5月26日、旗国であるパナマとマグダ・マリア号の間に真正の関係がないために無国籍となるという検察側の主張を否定した。当該裁判所は、真正な関係の原則は旗国たるパナマに管轄権を効果的に行使するよう義務づける観念であるが、しかしこれは、パナマによって当該船舶に付与されたパナマ旗を掲げる権利を、オランダ政府が承認ないし否認する権利をもつことを意味するものではないと判示したのである⁹⁰。

真正な関係と他国による船籍の承認を直接扱ったものではないがこれに関連する事例としては、国際司法裁判所による「政府間海事協議機関の海上安全委員会の構成」に関する勧告的意見（1960年）がある。政府間海事協議機関条約第28条によれば、IMCOの海上安全委員会は海上の安全に重大な利害関係を有する14か国で構成され、その内8か国以上は最大船舶保有国でなければならないと規定されている。ところが、1959年1月15日に選出された委員国の中に、船舶保有量が世界第3位のリベリアと第8位のパナマが含まれていなかったため、この選出の妥当性をめぐって論争が生じた。議論の過程において、IMCO総会は船舶と旗国との真正な関係を考慮することができるという主張がなされた。しかし国際司法裁判所は、最大船舶保有国の決定は専ら当該国家の登録トン数によるという結論に達したため、更に真正な関係に基づく主張を検討するには及ばないとした⁹¹。

船舶と旗国との間の真正な関係の観念は、公海条約第5条、国連海洋法条約第91条および94条、国連船舶登録要件条約によっても依然として不明確な状態にどどまっている⁹⁹。こうしたことから、真正な関係の欠如を理由とする船籍の否認は困難であろう¹⁰⁰。本判決は、このような立場にたっていると思われる¹⁰¹。

IV. 結語

排他的経済水域における活動をめぐる紛争に関し特に重要と思われるのは、「主権の原則」から流れ出る沿岸国の権利と「自由の原則」を基盤とする非沿岸国の権利とのバランスである。排他的経済水域におけるある活動が、国連海洋法条約上、沿岸国の権利の枠内に入るのか非沿岸国の権利とされるのか。この点をめぐって、今後、様々な事例において困難な問題が生じるであろう。本件はこの問題の一端を示す事例である。本件において裁判所は、少なくともギニア関税法の排他的経済水域への適用は明確に否定した。これは、同水域における沿岸国管轄権が関税と結び付けられて拡大することを防止する上で、先例として重要な意味をもつと考えられる。いずれにせよ、海洋法は「主権の原則」と「自由の原則」との相克の歴史であるが、この2原則のバランスの問題は排他的経済水域に関し特に顕著に現れていると思われるのである。

【註】

- (1) Judgment (Prompt Release), *I.L.M.*, Vol. 37, 1998, pp. 360-397. 即時釈放判決に関しては次の文献がある。山本草二, 「沿岸国裁判権への介入とその限界ー即時釈放の事例をめぐってー」, 『海洋法条約体制の進展と国内措置第2号』, 日本海洋協会, 平成10年, 131-147頁。牧田幸人, 「国際海洋法裁判所の争訟権限と判決」, 『島大法学』, 第42巻2号, 1998年, 99-139頁。青木隆, 「国連海洋法裁判所の発足と最初の事件」, 『清和法学研究』, 第5巻1号, 1998年, 107-129頁。Kwiatkowska, B., "Inauguration of the ITLOS Jurisprudence: The *Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea M/V Saiga Cases*," *Ocean Development and International Law (O.D.I.L.)*, Vol. 30, 1999, pp. 43-77.; Kwiatkowska, B., "*The Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea M/V Saiga Cases*," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 11, 1998, pp.

- 547-564.; Brown, E. D., "The M/V 'Saiga' Case on Prompt Release of Detained Vessels: the First Judgment of the International Tribunal for the Law of the Sea," *Marine Policy*, Vol. 22, 1998, pp. 307-327; Oxman, B. H., "The M/V 'Saiga' (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea)," *A.J.I.L.*, Vol. 92, 1998, pp. 278-282.
- (2) The 1998 M/V Saiga (Provisional Measures) Order, *I.L.M.*, Vol. 37, 1998, pp.1202-1232.
- (3) Judgment (Merit). 判決文は http://www.un.org/Depots/los/Judg_E.htm; *I.L.M.*, Vol. 38, 1999, pp.1323-1442 参照。本稿は、上記インターネットを通じて入手した判決文を基にしているが、校正中に同判決文が *I.L.M.*に掲載されたため、引用は *I.L.M.*に依拠するよう改めた。(ただし *I.L.M.*には Ndiaye 裁判官の反対意見は収録されていない。)
- (4) 本稿の執筆中、古賀衛教授による次の学会報告に接し多くの示唆を得た。古賀衛、「海洋法裁判所の始動—サイガ号事件を手がかりに」、国際法学会 1999年度第102年次秋季大会、1999年10月9日。
- (5) Judgment, *op. cit.* note. 3, *I.L.M.* p.1335, paras. 31-33. なおサイガ号拿捕の背景には、アフリカ西海岸における石油の密輸の横行およびギニアが税収の多くを石油に依存しているという事情がある。Dissenting opinion of Judge Warioba, *ibid.*, pp.1435-1436, para. 73. 参照。
- (6) 国連海洋法条約第292条に規定する即時釈放制度に関し詳しくは次を参照。Lagoni, R., "The Prompt Release of Vessels and Crews before the International Tribunal for the Law of the Sea: A preparatory Report," *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 11, 1996, pp. 147-164.; Anderson, D. H., "Investigation, Detention and Release of Foreign Vessels under the UN Convention on the Law of the Sea of 1982 and Other International Agreements," *ibid.*, pp. 165-177.; Treves, T., "The Proceedings Concerning Prompt Release of Vessels and Crews before the International Tribunal for the Law of the Sea," *ibid.*, pp. 179-200.; Oxman, B. H., "Observations on Vessel Release under the United Nations Convention on the Law of the Sea," *ibid.*, pp. 201-215.
- (7) 交換公文のテキストは、 Judgment, *op. cit.* note. 3, pp.1326-1328, para. 4.

仲裁裁判所から国際海洋法裁判所へ事件を移した理由としてギニアは、仲裁裁判所の構成をめぐる事件の解決が遅延すること、および国際海洋法裁判所より費用がかかることを挙げている。Presentation of von Brevern, ITLOS/PV.99/8 of 11 March 1999. なお両当事国とも国際司法裁判所の選択条項は受諾していない。

- (8) The 1998 M/V Saiga (Provisional Measures) Order, *op. cit.* note. 2, p. 1213, para. 36.
- (9) *Ibid.*, p. 1215, para. 52. “Provisional measures” は、国連海洋法条約では「暫定措置」の語があげられている。なお、I.C.J. による仮保全措置との重要な相違点として、国連海洋法条約第290条6項は国際海洋法裁判所による暫定措置の拘束力を明文化している点に注意しなければならない。
- (10) Judgment, *op. cit.* note 3, pp.1331-1335, paras. 28-30.
- (11) *Ibid.*, pp.1333-1335, para. 30.
- (12) *Ibid.*, p.1337, para. 43.
- (13) *Ibid.*, p.1337, para. 44.
- (14) *Ibid.*, p.1337, paras. 46-49.
- (15) *Ibid.*, p.1337, para. 50.
- (16) *Ibid.*, pp.1337-1338, paras. 51-54.
- (17) *Ibid.*, p.1338, para. 55.
- (18) *Ibid.*, p.1339, para. 58.
- (19) *Ibid.*, p.1339, paras. 59-60.
- (20) *Ibid.*, p.1339-1340, para. 61.
- (21) *Ibid.*, p.1340, paras. 62-63.
- (22) *Ibid.*, pp.1340-1341, paras. 66-68
- (23) *Ibid.*, p.1341, para. 69.
- (24) *Ibid.*, p.1341, paras. 71-74.
- (25) ギニアの見解は次を参照。Presentation of von Brevern, ITLOS/PV.99/8 of 11 March 1999.
- (26) Separate opinion of President Mensah, in Judgment, *op. cit.* note. 3, pp.1365-1371; separate opinion of Judge Wolfrum, *ibid.*, pp.1374-1377 paras. 15-33.; separate opinion of Judge Nelson, *ibid.*; pp.1386-1388; dissenting opinion of

Judge Warioba, *ibid.*, pp.1421-1433, paras. 4-58; dissenting opinion of Judge Tafsir Malick Ndiaye, *ibid.*, paras. 34-94.

- (27) Separate opinion of Judge P. Chandrasekhara Rao, *ibid.*, p.1390, para. 8.
- (28) Dissenting opinion of Judge Warioba, *ibid.*, pp.1425-1427, para. 16-24, p.1430, para 35, 40; dissenting opinion of Judge Tafsir malick Ndiaye, *ibid.*, paras. 78-82. See also presentation of von Brevern, ITLOS/PV.99/18 of 20 March 1999.
- (29) Separate opinion of President Mensah, in Judgment, *op. cit.* note. 3. p.1370.
他方 Warioba 裁判官は、裁判所が本案判決を下さねばならないと考えるという理由だけで、重要な手続き事項を無視するのは危険であると批判している。
Dissenting opinion of Judge Warioba, *ibid.*, p.1432, para. 52.
- (30) Judgment, *ibid.*, p.1342, para. 75.
- (31) *Ibid.*, p.1342, para. 76.
- (32) *Ibid.*, p.1342, paras. 77-78.
- (33) *Ibid.*, p.1342, para. 79.
- (34) *Ibid.*, pp.1342-1343, paras. 80-83.
- (35) *Ibid.*, p.1343, paras. 84-86.
- (36) *Ibid.*, p.1343, para. 87.
- (37) *Ibid.*, p.1343, para. 88
- (38) *Ibid.*, p.1344, paras. 89-90.
- (39) *Ibid.*, pp.1344-1345, paras. 91-94.
- (40) *Ibid.*, p.1345, paras. 95-96.
- (41) もっとも第22条は、1999年I.L.C.起草委員会案では削除されている。

General Assembly, A/CN.4/L.574, 9 July 1999. See also, Second Report on State Responsibility by Mr. James Crawford, General Assembly, A/CN.4/498, 17 March 1999, paras. 136-148.

- (42) Judgment, *op. cit.* note. 3, p.1345, paras. 97-98. セイント・ビンセントによって主張されている権利は次の通りである。(a) 航行の自由およびその他海洋を国際的に合法に利用する権利; (b) ギニアの関税法および密輸法に服さない権利; (c) 違法な継続追跡権に服さない権利; (d) 1997年12月4日の判決に従って速やかな釈放をうける権利; (e) ギニアの刑事裁判所において召喚

されない権利。*Ibid.*, p.1345, para. 97.

(43) *Ibid.*, pp.1345-1346, paras. 99-102.

(44) Separate opinion of Judge Wolfrum, *ibid.*, pp.1380-1382, paras. 46-54. See also dissenting opinion of Judge Warioba, *ibid.*, p.1434, para. 61.

(45) この点に関し、国家が直接的に権利を侵害されたのか否かが問題となったリーディングケースとしてインターハンデル事件がある。この事件において原告国スイスは、原告の請求はスイス再審機関がワシントン協定に基づいて下した国際司法決定の実施の請求という性格をもち、同決定が実施されない場合には損害は直接被害国に生じ国内的救済完了の原則は適用されないと主張した。しかし、国際司法裁判所は、請求の目的をインターハンデル資産の返還であるとみなすことによってスイスの主張を退け、国内的救済完了の原則の適用を肯定した。I.C.J. Reports 1959, pp. 28-29.しかし何人かの判事は多数意見に異論を唱えている。Dissenting opinion of Judge Winiarski, *ibid.*, pp. 83-84; dissenting opinion of Judge Armond-Ugon, *ibid.*, pp. 89-90; dissenting opinion of Judge Spiropoulos, *ibid.*, pp. 123-125. このように国家が被った「直接侵害」の同定には判断が分かれる場合がある。その判断規準としてAmerasingheは損害ないし侵害された権利の性質を挙げている。Amerasinghe, C. F., *Local Remedies in International law*, Cambridge, Grotius, 1990, pp. 129-131. また、国家と私人の双方の権利侵害が同時に発生している場合にはどのように考えるべきか。この問題に関しMeronは、いずれか優越する要素に着目して処理すべきであるとし、その判断規準として紛争の主題と請求の性質を挙げている。Meron, T., "The Incidence of the Rule of Exhaustion of Local Remedies," *B.Y.I.L.*, Vol. 35, 1959, pp. 86-89. この規準は一応の手がかりになるとしても、具体的判断に際してはなお困難な事例があるであろう。この問題について、太寿堂鼎、「国内的救済原則の適用の限界」、『法学論叢』, 第76巻1.2号, 1964年, 80-84頁参照。

(46) Judgment, *op. cit.* note. 3, p.1346, para. 103.

(47) *Ibid.*, p.1346, para. 104.

(48) *Ibid.*, pp.1346-1347, paras. 105-106.

(49) *Ibid.*, p.1347, paras. 107-109.

(50) *Ibid.*, p.1347, para.110.

- (51) *Ibid.*, pp.1347-1349, paras. 111-116
- (52) *Ibid.*, p.1349, paras. 117-119.
- (53) *Ibid.*, pp.1349-1350, paras. 120-121.
- (54) *Ibid.*, p.1350, para. 122.
- (55) *Ibid.*, pp.1350-1351, paras. 126-127.
- (56) *Ibid.*, p.1351, paras. 128-129. このような主張の背景には、第3次国連海洋法会議において提出されたアフリカ18か国案があると思われる。この提案においてアフリカ諸国は、沿岸国は排他的経済水域における経済活動に関する通関および財政事項を規制するための排他的管轄権を有すると主張していた。A/CONF.62/L.82. しかしこの提案は、国連海洋法条約には明文上取り入れられていない。
- (57) Judgment, *op. cit.* note. 3, p.1351, paras. 130-131.
- (58) *Ibid.*, pp.1351-1352, paras. 132-136.
- (59) この問題については次を参照。奥脇直也, 「排他的経済水域における『未帰属』の権利」, 『海洋法事例研究第2号』, 日本海洋協会, 1994年, 67-82頁。
- (60) この問題を含め、排他的経済水域に関する国家実行を詳細に検討した文献として特に次を参照。水上千之, 「排他的経済水域—各国国内法の検討(1)(2)(3完)」, 『広島法学』第13巻2号, 1989年, 1-44頁, 第13巻3号, 1989年, 35-80頁, 第14巻1号, 1990年, 1-33頁。Treves, T, “Codification de droit international et pratique des Etats dans le droit de la mer,” *R.C.A.D.I.*, Vol. 223, 1990, pp. 147-217; Juda, L., “The Exclusive Economic Zone: Compatibility of National Claims and the UN Convention on the Law of the Sea,” *O.D.I.L.*, Vol. 16, 1986, pp. 1-58.
- (61) Judgment, *op. cit.* note 3, pp.1352-1353 paras. 139-141.
- (62) *Ibid.*, p.1353, paras. 142-144.
- (63) *Ibid.*, p.1353-1354, paras. 145-150.
- (64) *Ibid.*, p.1355, para. 153.
- (65) *Ibid.*, p.1355, para. 154.
- (66) *Ibid.*, p.1355, paras. 155-156.
- (67) *Ibid.*, pp.1355-1356, paras. 157-159.
- (68) *Ibid.*, p.1356, paras. 160-162.

- (69) *Ibid.*, p.1356, para. 163.
- (70) *Ibid.*, p.1356, paras. 164-166.
- (71) *Ibid.*, p.1357, paras. 167-168.
- (72) *Ibid.*, pp.1357-1358, paras. 169-175.
- (73) *Ibid.*, pp.1358-1359, paras. 176-177.
- (74) *Ibid.*, p.1359, paras. 178-180.
- (75) *Ibid.*, p.1359 para. 181.
- (76) *Ibid.*, p.1359 para. 182.
- (77) Joint Declaration by Judges Caminos, Yankov, Akl, Anderson, Vukas, Treves and Eiriksson on the Question of Costs, *ibid.*, p.1365.
- (78) Oda, S., "Dispute Settlement Prospects in the Law of the Sea," *I.C.L.Q.*, Vol. 44, 1995, p. 864.
- (79) I.C.J. との比較という観点から国際海洋法裁判所の手続きを分析した文献として次を参照。高林秀雄, 『国連海洋法条約の成果と課題』, 東信堂, 1996年, 202-257頁。Rosenne, S., "The International Tribunal for the Law of the Sea and the International Court of Justice: Some Points of Difference," in Platzoder, R. and Verlaan, P., (eds.), *The Baltic Sea: New Developments in National Policies and International Cooperation*, The Hague, Nijhoff, 1996, pp. 200-215.
- (80) Judgment (Prompt Release), *op. cit.* note. 1, p. 367, para. 29.
- (81) Presentation of Lagoni, ITLOS/PV.99/18 of 20 March 1999.
- (82) Judgment (Prompt Release), *op. cit.* note. 1, p. 373, paras. 63-64.
- (83) *Ibid.*, p. 373-374, para. 66-68.
- (84) *Ibid.*, p. 374, para. 72.
- (85) *Ibid.*, p. 374, para. 71.
- (86) *Ibid.*, p. 370, para. 51.
- (87) Dissenting opinion of President Mensah, *ibid.*, pp. 378-382, paras. 6-23; dissenting opinion of Vice-President Wolfrum and Judge Yamamoto, *ibid.*, pp. 386-387, paras. 20-25; dissenting opinion of Judge Anderson, *ibid.*, pp. 388-390, para. 6-10; dissenting opinion of Judges Park, Nelson, Chandrasekhara Rao, Vukas and Ndiaye, *ibid.*, pp. 393-396, paras. 8-20.

- (88) Dissenting opinion of President Mensah, *ibid.*, p. 379, para. 5; dissenting opinion of Vice-President Wolfrum and Judge Yamamoto, *ibid.*, p. 384, paras. 5-9; dissenting opinion of Judge Anderson, *ibid.*, pp. 387-388, paras. 3-5; dissenting opinion of Judges Park, Nelson, Chandrasekhara Rao, Vukas and Ndiaye, *ibid.*, pp. 393-394, paras. 8-10.
- (89) Judgment, *ibid.*, p. 370, para. 50.
- (90) Judgment, *op. cit.* note. 3, p.1352, para. 137. See also presentation of Lagoni, ITLOS/PV.99/14 of 15 March 1999.
- (91) Judgment, *op. cit.* note. 3, p.1352, para. 138.
- (92) *Ibid.*, p.1361, para. 183,(7),(8).
- (93) Separate opinion of Judge Laing, *ibid.*, p.1409, para. 17.
- (94) この点に関し Zhao 裁判官は、排他的経済水域における漁船への給油は、国連海洋法条約に規定する航行にはあたらないと指摘している。Separate opinion of Judge Zhao, *ibid.*, p.1383. また Warioba 裁判官は、国連海洋法条約第58条3項を援用しつつ、排他的経済水域で活動する他国は沿岸国の経済的利益に考慮しなければならないと述べる。従って沿岸国の許可を得て活動する漁船は、沿岸国の経済的利益に適正な考慮を払うことを要請されるという。同様の考慮は、給油する側の船舶にも求められるであろう。Dissenting opinion of Judge Warioba, *ibid.*, p.1439, para. 84.
- (95) Judgment (Prompt Release), *op. cit.* note 1, p. 374, para. 72.
- (96) Dissenting opinion of President Mensah, *ibid.*, p. 382, para. 21.
- (97) Compania Naviera Panlieve S.A. v. Public Prosecutor, Court of Appeal of The Hague, 29 May 1986, Institute's Collection No. 2861, *The Netherlands Yearbook of International Law*, Vol. 20, 1989, pp. 349-352.
- (98) *Ibid.*, p. 351.
- (99) I.C.J. Reports 1960, p. 171.
- (100) 船舶と旗国との間の真正な関係に関しては特に次を参照。水上千之, 『船舶の国籍と便宜置籍船』, 有信堂, 1994年, 198-267頁。Tache, S. W., "The Nationality of Ships: The Definitional Controversy and Enforcement of Genuine Link," *International Lawer*, Vol. 16, 1982, pp. 301-312; Pinto, R., "Flags of Convenience," *Journal du droit international*, N° 2, 1960, pp. 344-369; Roux,

Jean-Marc, *Les pavillons de complaisance*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1961.

- (101) 水上, 前掲書, 215頁。Momtaz, D., “The High Seas,” in Dupuy, R-J. and Vignes, D. (eds.), *A Handbook on the New Law of the Sea*, Vol. 1, Dordrecht, Nijhoff, 1991, p. 405.
- (102) 他方, アメリカ対外関係法第3リステイトメントは, 真正な関係の欠如を理由として他国が船籍を否認することは正当化されないとしながらも, 「国家は, 旗国が船舶との間に真正な関係を持たない場合には, 当該旗国による外交的保護を拒否することができる」と述べている。The American Law Institute, *Restatement of Law Third, Restatement of the Law, The Foreign Relations Law of the United States*, Vol. 2, Washington D.C., American Law Institute Publications, 1987, p. 11. なお, 1992年11月16日の安保理決議はユーゴスラビア共和国(セルビア・モンテネグロ)に対する制裁を加えるに際し, 国連憲章第7章に基づき, ユーゴスラビアと大多数あるいは支配的利害関係を有する船舶は, 適当な安保理決議の遂行の目的のためには, 当該船舶が掲げる旗にかかわらず, ユーゴスラビアの船舶とみなすと決定している。S/Res/787 (1992) of 16 November 1992, para. 10.

(1999年10月脱稿)